

精神保健福祉に関する普及啓発物品の貸出事業実施要綱

平成 22 年 8 月 24 日

保健福祉局長決裁

(目的)

第 1 条 本事業は、精神保健福祉に関する普及啓発物品（以下「普及啓発物品」という。）の貸出を行い、一般市民の方々に対して、精神疾患や札幌市における自殺の現状等、精神保健福祉に関する理解を促し、正しい知識を広く普及することを目的とする。

(実施主体)

第 2 条 本事業は、札幌市精神保健福祉センター（以下「センター」という。）が行うものとする。

(貸出対象)

第 3 条 普及啓発物品の貸出は、心身の健康や自殺予防など多様な視点から精神保健福祉の普及啓発事業を実施する札幌市内の機関・団体（以下「機関」という。）に対して行うものとする。

(貸出申請)

第 4 条 普及啓発物品の貸出を希望する機関は、事前にセンターへ貸出希望期間を連絡した上で、使用申請書・承諾書（様式 1、2）（以下「申請書」という。）をセンターに提出するものとする。

(貸出の決定)

第 5 条 センターは申請のあった普及啓発物品について、事業の目的や内容を勘案し、貸出の可否を決定するものとする。

2 前項の規定により貸出することを決定したときは、提出された申請書の写しに貸出決定日を記入し、申請した機関に送付することとする。

(申請の変更)

第 6 条 申請した機関は、申請書を提出した後に貸出希望期間等の申請内容に変更が生じた場合には、速やかにセンターへ連絡するものとする。貸出が不要になった場合も同様とする。

(破損・紛失の取扱い)

第 7 条 普及啓発物品の貸出時において、破損・紛失等の事態が生じた際は、その取扱いについてセンターと機関等において協議するものとする。

(委任)

第 8 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、保健福祉局精神保健福祉担当部長が定める。

附則

この要綱は、平成 22 年 8 月 24 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 27 年 4 月 7 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 29 年 5 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 2 年 6 月 9 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 6 年 5 月 20 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。